

令和7年度 病院勤務医および看護職員等医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

NO.	項目	取り組み事項	現 状	令和7年度計画
1	医師・看護師等の役割分担の推進	薬剤管理業務分担の推進	入院時の持参薬の確認等を医師や看護師が行う場合がある。	引き続き実施薬剤管理業務分担の推進する 薬剤師による多剤併用患者における総合的評価・処方提案を引き続き実施する
		検査業務の分担の推進	検査技師による呼吸機能検査にかかる薬剤（気管支拡張剤）の準備、患者への吸入の行為補助、皮膚・爪の検体採取	引き続き検査業務の分担の推進
		診療看護師の配置に伴う医師業務の軽減	気管カニューレやカテーテル交換などの特定行為の実施、処方や検査オーダーの実施、睡眠外来の臨時対応等	引き続き、特定行為・オーダーを実施し医師の業務軽減を推進。
				月1回土曜日の日直勤務 重心病棟での活動を一般病棟に拡大
		医師事務作業補助者の配置	外来患者数等によって、勤務医の負担に差があるため軽減を行う必要がある。	医師事務作業補助者を増員し、業務の見直しを行う
2	外来効率化の取り組み	初診時選定療養費の徴収	初診時選定療養費を7,200円徴収している。	引き続き7,200円の徴収を継続し、機能分化に努める。
		逆紹介の推進	令和3年度逆紹介率 76.2% 令和4年度逆紹介率 75.1% 令和5年度逆紹介率 88.6% 令和6年度逆紹介率 80.9%	地域医療構想における地域包括ケアシステム構築のため、患者の症状に応じて地域の医療機関への逆紹介を推進していくために、引き続き各診療科が具体的な数値目標を立てて取り組んでいく。
3	医師の勤務体制	当直や夜勤に対する配慮	・常勤医師の削減に伴い医師の当直回数が増加しつつある。	大学医局や医師紹介派遣業者へ依頼し、当直応援医師を増加し医師の負担を軽減する。
		育児短時間勤務、パート医師の雇用の促進	診療科によっては、外部医師を招聘することで外来診療を実施している。	医師不在の診療科等については、育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師を公募し確保を図る。

4	看護職員の負担の軽減	看護補助者の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員が専門性の高い業務に集中できるように看護補助者を配置している。 ・3階病棟・4階北及び南病棟に4名配置していたが3名に減少している 	<ul style="list-style-type: none"> ・配膳・下膳業務や患者搬送、検体の搬送に関する業務等分担の整理を推進し、看護師の負担軽減を図る。 ・看護補助者の配置を充実させるため募集を継続する。
		夜勤負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間夜勤の是正、シフト間隔の確保、夜勤従事者数の増員、月の夜勤回数の上限(8回)設定に取り組んでいる。 ・一般病棟では、すべて3名以上の夜勤体制となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムにより病棟毎の負担の均一化を図る。 ・ICへの同席等により患者の症状や診療方針といった情報を収集し、診療の円滑化を図る。
5	妊娠・子育て中の職員に対する配慮	処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・各種休暇・休業制度の活用を促進し、働き続けられる環境づくりに努めている。 ・妊娠・子育て中の職員の夜勤減免や、育児短時間勤務の制度が活用されている。 	妊娠・子育て中の職員が各制度を活用しやすい職場環境の整備に努める。
		院内保育所の設置環境の整備に努める。	育児支援の観点から院内保育所を開所している。	夜間帯の利用者は多く、引き続き利用しやすい環境整備を継続していく。
6	その他	RPAの活用による業務軽減	RPAを導入し、11項目のファイル作成自動化を実施	各医療従事者に対し、引き続き活用促進を案内、体制を構築していく